

第3回税制全体のグリーン化推進検討会

2021年3月5日（金）13:00～15:00

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 令和3年度環境省税制改正要望結果について
 - (2) 炭素税、国境調整措置を巡る最近の動向について
 - (3) 炭素税について
 - (4) その他
3. 閉 会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

- ・ 資 料 1 令和3年度税制改正について
- ・ 資 料 2 炭素税・国境調整措置を巡る最近の動向
- ・ 資料3—1 カーボンプライシングの具体的な仕組みを検討する
目的・方向性について
- ・ 資料3—2 炭素税について

議 事 概 要

1. 令和3年度環境省税制改正要望結果について

環境省から資料1について説明。

2. 炭素税、国境調整措置を巡る最近の動向について

事務局から資料2について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 欧州の国境調整措置について、各製品の排出係数と EU-ETS 排出枠価格との紐づけの考え方について教えてほしい。また、日本に適用される際は、各業種の炭素含有量の平均値が焦点になる可能性があるという理解で良いか。（大塚委員）
- 過去に仕向地主義炭素税が議題に上がった際は、WTO ルールの問題があり、日本が一方的にこのような課税を行うと国際的に理解が得られない懸念があったが、欧米諸国の動向を見るに考えやすい状況になってきたと理解した。是非検討を進めていただきたい。（堀井委員）
- 諸外国が国境調整措置における各製品の CO2 含有量として大まかな業界平均を使うのであれば議論が進めやすくなる。業界平均値の適用に対して不満がある企業は、企業が正確な数字を出すことで採用するという二本立てで実施する形が現実的である。（堀井委員）
- ベンチマーク指標や業界平均値は、セメントや鉄鋼などの素材産業では適用しやすいが、自動車のような何万もの部品が含まれる業種は難しいのではないか。（諸富委員）
- 欧州が国境調整措置を発動するトリガーは決まっているのか。また、一定水準のカーボンプライシングを実施すれば対象から外れるなどの指標はあるのか。（諸富委員）
- 欧州が国境調整措置を発動する条件は、排出係数や個々の製品の炭素排出が問題になると理解しているが、カーボンプライシングの導入は必要条件となるのか。（大塚委員）
- Resources for the Future の報告書では、素材産業だけでなく運輸部門やリサイクル部門を含む非常に多様な部門における国境調整措置が議論されており、製品毎の炭素含有量について LCA を用いて正確に評価する旨も記載されている。（栗山委員）
- 日本では、LCA に関して世界トップレベルの研究が行われており、データも蓄積されている。その点では、LCA で製品毎に評価する方向性は日本に有利な状況であるが、途上国は厳しい状況に追い込まれる。（栗山委員）
- 欧州における国境調整措置が、データの裏付けなしに発動されてしまうと、課税される国は納得できない。COP19 で義務付けられた温室効果ガスインベントリの仕組みなど、客観的なデータを活用するメッセージも必要ではないか。（横山委員）

3. 炭素税について

環境省から資料3-1、資料3-2について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 将来的な価格シグナルを与えるために、課税水準の引き上げる絵姿を示すことは重要だが、中小企業や農林水産業のような後継者不足で投資拡大が難しい産業は、温暖化対策よりも廃業を促してしまう危険性がある。その意味で、減免措置も将来的に継続するシグナルも同時に示す必要がある。（栗山委員）
- 最下流段階の課税について、大企業は製品毎のCO2排出量をLCAで評価可能かもしれないが、中小企業や農林水産業は難しいのではないか。（栗山委員）
- 「成長に資する」カーボンプライシングとするのであれば、税収を民間に還流できる炭素税の方が望ましい。排出量取引制度であれば、資金を確保できるオークション形式を考えるべきである。これに関連して、炭素税の強みが成長戦略と結びつくというメッセージを全面的に打ち出すべきではないか。（横山委員）
- 政府によるカーボンプライシングやカーボンニュートラル目標が、ESG投資やグリーンボンドといった金融面における民間の動向をどのように補完するかという観点は非常に重要である。（横山委員）
- 将来、炭素税率が引き上げられた場合、例えば高齢者が事業を撤退するといった懸念が生じるが、そこまで配慮すると税率を引き上げられない。環境税のような外部性に対する税の議論では、所得分配まで検討に含めない方が良い。所得分配に問題があるのであれば、所得税のような一般的な不平等の是正策により対処すべきである。（堀井委員）
- カーボンプライシングが強化された状況下で経営が成り立たない中小企業は、マクロの観点では市場から撤退するという考え方が正しい。日本では20人以下の企業に勤める人の割合が米国やドイツの1.5～2倍程度おり、生産性低迷の理由の1つが中小企業の給料が安いという側面もある。本当に成長戦略を進めるのであれば、ある程度の企業淘汰を許容しても良いと考える。（堀井委員）
- カーボンニュートラルの状況下では、炭素排出をせざるを得ず炭素税を支払う企業と、炭素固定等のネガティブエミッションにより政府からの支払いを受けられる企業が存在することで、全体として税収はゼロになるという考え方で良いか。（堀井委員）
- 課税方法として、上流は課税しやすいが還付は難しいという言及があったが、課税と還付は違う段階で行っても問題ないと考える。また、還付により税負担を軽減するよりも、炭

素税を支払わない目的で直接給付を行う方が、社会受容性も高まるのではないか。（堀井委員）

- 炭素回収など、事業者単位では炭素排出が差し引きでマイナスとなった場合に、炭素税の制度の中で還付する仕組みは含まれているのか。（吉村委員）
- コロナの観点では、課税という名前が付くだけで理論的な制度であっても批判される可能性がある。全体的な税制改革の中で、慎重な表現にした上で、理論的な成果を出すことが大切である。（中里委員）
- 「成長に資する」の定義はあるのか。環境省で議論しているカーボンプライシングが成長に資さないカーボンプライシングと見なされてしまうことを懸念している。（諸富委員）
- 逆進性の観点では、北海道のような燃料を多く使っている地域では非常に顕著になる可能性があり、今後はその点について詳しい説明を求められる可能性がある。（大塚委員）
- 税以外も含めたグリーンバジェットとする手法が、成長戦略やカーボンプライシングを議論する上でどのような可能性を有するか、調査していただきたい。（横山委員）
- 税の体系論の観点では、炭素税などの環境関係税は、CO2 排出量などに課税する従量税として位置づけるべきである。ところが国境調整や転嫁などを巡り、恰も従価税であるかの如き議論になってしまう場合があるので留意すべきである。（神野座長）

以 上